

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係18 沖縄返還交渉 機密漏洩事件（国会対策等）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 檜崎弥之助, 青木正久, 栗山条約課長, 佐藤総理, マイヤー大使, 愛知外務大臣, 吉野・井川・スナイダー会談, 信託基金 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43730

擬問
擬答
②

問八、来電中八七七号の末尾には、ロジャース長官

が「日本政府の立場も理解なさるが、米側の法的要件をみたしつつ、日本側の立場をも考慮した表現を認見する事は可能か」と述べた旨記載しているか、米側の法的要件とは何か。

参 衆 問 頁

答

米側の法的要件は云々については、右は米側の国内手続上の問題であり、わが方の関知するところではないので、この点についてはわが方から説明を求めたこともなく、また是れも説明を行なわなかったものと承知している。

(注) 一九九六年二月制定の米国の信託基金に關

する法律についての吉野大使証言 (47年12月

参 衆 問

○ ○ ○ ○ ○

外務省

8日及び11日 於東京地裁 (次のとおり)

(1) (12月8日 檢察側訊問)

検事... 2、一八九六年二月に制定された信託基金に關する法律であるが、これに基いて請求に關する日本側の提案を承認するに可能になったということを言うておられますね。

吉野... はい

検事... 二、信託基金という内容を検討して下さ

参衆 問 頁

○ ○ ○ ○ ○

外務省

したが、どういふ法律か。

吉野... これは私は当時日本にいたから、あとから聞いた話でございますが、割合に身近な法律でございます。ほとんど内容をみてもはつきりわかるものですが、要するに海外におき米国の領事か何かの外国政府から金をアメリカ市民のために受け取ったものを信託基金として入しておいてそこから使えるよ

参衆 問 頁

二つ、適当な目的のために、何の目的か
わかりませんが、使えたと、二つ、二つ、
二つ、二つ、二つ、二つ、二つ、二つ、
二つ、二つ、二つ、二つ、二つ、二つ、

(2) (12月11日弁護士側反対訊問)

(どういふ趣旨の法律が米側から説明を受けたか
との弁護士質問に対し)

答：正確には記憶しておりませんが、アメリカ市民

衆参

問

頁

のために、海外においてアメリカ領事館が政府
機関から外国政府から金を受け、信託
するとかござりますという趣旨でありました。

弁護士：二つに合衆国連邦法典がありますから

そのコピーに基づいて正確なところを申し上げ

ますと、外国政府または他のソースから、

合衆国または他国の市民のための信託

基金として合衆国国務長官が受領した

衆参

問

頁

すべし。金員は外務省（注：国が省の意と
 思われる。）に預託納入されたものとする
 ことの一項として、そのあとに、信託目的
 にしたかつて、受託者から請求のあった場合
 の支払の手續を定められているわけがす。
 本邦のそのとおりだと思います。

参衆 問 頁

第七十一國會

本會、議（質問者）

二月七日（水）

参衆、外内、委員会

橋崎弥之助（社）

問六(1) 神線返還に際し、三億二千下位の協定上
 の支払いはほかに、施設改良工事費（六、五〇〇万
 ト）に、事務管理費（一、〇〇〇万ト）などを支払う
 ことゝの契約があるところからいえるかどうか。

答、(1) 六、五〇〇万トに云々については、先自大蔵大臣
 から詳細に説明があったとおり、神線返還の過程

予、橋崎(冠) 問六(1) 一頁

において、復帰時及び復帰後の施設区域の整理、統合を進めるに當り、必要となる代替施設の米側のおよその見積り額として示されたものであり、日米両国間の約束というものはない。

(二) 労務管理費一〇〇万円は日本側が支払う
としようとすることは金くない。(労務管理の費用は米側が負担する) （米側が負担する） 現に米側

予備(社) 四六(一) 二頁

が日本側に支払うことになる。これらの費用は、米側に代えて日本政府が負担するもの性質のものではない。

- (一) アチカ島 杉田安保 杉長
- (二) アチカ島 杉田北米一保長

予備(社) 四六(一) 三頁

樽崎弥之助

(社)

問六(2) 米側は、二九六、五〇〇トドルの便益について
は、日本側として地位協定がリベラルな解釈
を求め、日本側がこれを保証する旨の約した
といわれているが、この裏はどうか。

答、この裏も、先自大蔵大臣から説明がなされた
とおり、地位協定に従って日本側が負担する

樽崎(社)

文句

一

外務省

経費の内題については、「よろしくお願ひす
る。そうしなさいよう。」というやりとりがあっ
たということであるが、いずれにせよ、地位
協定の規定に従って措置されるものである
ことは申上ずるまでもない。

(「リベラル」の意味について更に質問ある
場合)

リベラルな解釈とは、硬直的なものではない、

樽崎(社) 問六(2)

二

すなわち、地位協定に合致する限り、基幹の整理・統合に作つて必要となる代替施設の建設費負担を前向きに検討するといった程度の意味と存する。

（アメリカ駐日大使館長）

于梅崎(社) 四六(四) 二頁

第七一 国会 議 審問卷

二月七日(水) 参院 外内 委員会

樽崎弥之助 (社)

問六(3) 従来、政府は施設造成の新規に追加の提供は地位協定ニ由る二項の下で行なうが、その維持・補修は米側負担とするより立場であった筈であり、今回の高層の施設・改築は米側負担を地位協定の変更を必要とするか。このように思ふも、沖縄交流協会の意見をどうするか。

参院 樽崎(社) 四六(四) 一頁

答、地位協定二十四条二項は、「日本国は協定の存続期間中、若側に負担をかかずに施設之を成し提供する」旨規定しており、若国の場合の如く旧軍施設が年数経過とともに提供目的を充分に果しえない状態になった際は、その改築改造等を行ない、これを改築提供するのは、地位協定上日本側の負担を要しない。

従来、日本側によるこの種老朽施設改築

予、樽崎(通)四六(三) 二五

の事例は多いが、これは、現在まで大規模な改修、改築を必要とする事態がさほど生ぜず、必要な場合も米側の建物管理の範囲内で措置されるにすぎない。

なお、この内容について日米間に密約が何ら存在しないことは、度々御説明申し上げておられる。

(アメリカの松田守保課長)

予、樽崎(通)四六(三) 二五

○(愛知大臣は仏来電877号の中で、65についてリベラルな解釈をアシュアすると述べているが、この発言により日本政府はいかなる責任を持つことになるのか)

いま述べたとおりの責任しか生じない。

○(証人は1896年2月の法律の内容を知っているか。)

米国政府が外国政府から資金を受け取つて信託基金を作り、受託者のために国務長官か誰かの権限で支出できるというような内容のものだつたと思う。

○(米側は問題は実質ではなくアピアランスである」と述べ、その意味は証言によれば、米側は復元補償費を実質的に負担することに異論はないが、対議会の説明が行ないやすいよ

うな「形式」を整えてほしいということであるが、しかりとすれば、要するに米側は日本側に対しうそを書いてほしいという提案を行なつたのである。具体的には米側はかかるアピアランスとして、6月9日の仏あて往電第559号の不公表書簡の発出を要請したわけであるが、井川局長はこの米側提案を了承したと電報に書いてある(仏あて往電第559号)。日本側は米側がいうようなりそをつくことに同意したのか。)

井川局長が了承したというのは仏あて往電第559号の1(1)の米側提案に応じた、ということである。「うそ」をつくことを認めたということではない。

○(しかし、実質は米側が払うというのに、形

の上では日本側が払うというようにするとい
うのは要するにうそではないか。)

第559号1(1)の提案に同意したのであ
る。

○(別電案というのはいかなるものか。320
の中に復元補償費400万ドルが含まれると
いうものではないか。)

記憶が必ずしも判然としませんが、その内容
は、日本側は米側が対米支払3億2千万ドル
のうちの一部を信託基金にあて復元補償支払
の財源にすることを了知する、知つていると
いうものであつたと思ひ。日本側が復元補償
を肩代りするということではない。

○(それなら、ちつとも悪いことではない。不
公表書簡とすることに強く固執することは不
要ではないか。)

しかし恰も、320の中に4が入つて
いるというようにとられかねないようなことは日
本側としてはしたくなかつた。

やや混乱が見えるが、井川記
に言及しては、う
うううううううううう

○(320の使途として復元補償費支払いを考
 えるということでも日本側はいやだつたのか。)
 いやであつた。出来ることなら、320と
 全く別の枠から復元補償を支払つて貰いたか
 つた。

○(要するに米側提案の書簡はうそを書いたも
 のだということではないか。)不公表書簡案
 の文言は、日本側の意向、320支払の目的
 ということから外れている。

○(局長はどれ位の決定権があるのか。)

交渉ごとの中でも重要なものは大臣の決裁
 をえなくてはならない。技術的^微軽微な事項で
 あれば、局長が決定することもある。

○(井川局長は、米側がアピアランスを整える
 ために行なつた提案を了承しているが、この

#11下使注意

往電5593

は自信が持てない(そのような言葉が実際
 に使われたかどうかは記憶していない)が
 全体の文脈から本電を読むべきであるとの
 立場に立つて応答を行なつた。

(四) 仏あて往電第559号については弁護人
 側から同電文に示されている米側提案(イ)(ロ)
 (ハ)につき詳細な質問が行なわれた。

(注)

米側提案は次のとおり。

(イ) 日本側第4条第3項案^にに次^にのとおり追
 加する。

「provided, however, that the total
 contribution to be made under provisions
 of this paragraph shall not exceed U.S.
 dollars 4 million.」

(ロ) 前記 Trust Fund 設立のために、愛知大
 臣よりマイヤー大使あてに「日本政府は
 米政府による見舞金支払のための信託基

金設立のため4百万米ドルを米側に支払うものである」旨の不公表書簡を發出する。

(v) 第7条に関する米側説明振りに関し、
執ようにくいさがられる際には、to pay for necessary expenses に「including the establishment of Trust Fund for the ex-gratia payments to be made under Article 4」の趣旨を追記して説明せざるを得ないことを了承願いたい。

弁護人側尋問は吉野大使証言（昨年12月8日及び11日）に基づいて行なわれたが、井川大使は、米側提案については、右は米国が自国内に対する口頭説明用として、アメリカが沖縄返還に伴って行なうこととなるあらゆる支出（即ち、核撤去、労務者退職金支払、米軍の移動等の費用を含む）は日本側が支払う320によつてカバーされる即ち、日本側の支払う320があれば米側が沖縄の復帰そのものに伴って行うこととなる支出は十分カバーされるということを述べることとしたいとの提案にすぎない（復元補償のため信託基金設立のための拠出もそれに含まれる）旨述べた。（弁護人側は、それではまったく当然のことで何も大げさに騒ぐことはないではないかと述べ、井川大使より、仰せのとおりであるので、自分は(v)文は了承した次第な

る旨応答)。

これに対し弁護人側は吉野証言(注:米側)の提案は日本側の感情には事実にも著しく反していたとするもので、吉野大使は米側提案(イ)と(ロ)を混同して証言された感もある。)とくい違っている旨追及したが井川大使より、当該電報は自分(井川)がスナイダーと会談を行ない、自ら決裁を行って発行したものであり、吉野証言は記憶ちがいが何らかの誤解に基づくものであると推察される旨確言した。

(5) 往電第559号の別電については、その差語的説明はなし得ること、すでに25日の証言及び26日付東京地裁に対する外務省回答において明らかにされているところであるが、その趣旨につき種々質問があり、特に信託基金を設立するということについては、弁

安全情報課

取扱注意

昭和46年6月9日在仏大使宛
外務大臣あて電信第877号2の
解釈について

昭和48.2.9
アメリカ局北米第一課

1. 第877号2の表現

「次に、「ロ」長官より、65の便益につき日本政府のリベラルな解釈を期待するとの発言があり、これに対し、本大臣よりできる限りのリベラルな解釈をアシュアする旨述べた。」

2. 本件交渉経緯に関する2月6日衆議院予算委員会における愛知大蔵大臣答弁(質問者:安井議員(社)、速記録より)

「・・・同時に、そういう場合になるべくよろしく願います、とまあ日本語で申せば(2字抜けている)ちよつと肝心なことなんですが、日本語で申せば、向うは、よろしくそういう場合に願いますといひ、こちらが、これは今後の御相談で話を煮詰めてまいりましょう、こういうくだけは当然ある・・・」

3 Liberal 及び assureの字義

(1) Liberal

法律や規則の liberal な解釈というコンテクストで使われるときには、「字義にとらわれない」(not literal, not restricted to the literal meaning) ないし「厳格でない」(not strict or rigorous) との意で使われることが多い。

同様のコンテクストで使われうる flexible とか free とかに比べて、法律や規則の解釈において弾力性や、その時々^項の情勢についての適応を追究するあまり、該当条項の本来の意図から離反するというまでのニュアンスは乏しく、むしろ、あまりに字義どおりの解釈はしない一方、該当条項の本来の意図からは外れない、という程度の語感を持つていると思われる。この意味では、本件のコンテクストでは、地位協定の本来意図する範囲内で、いたづらに先例にとらわれずに解釈して行く、という程度のニュアンスといえよう。

(2) Assure

大別して、(1) 自信をもつて述べる、真摯な態度で述べる (state with confidence to, declare earnestly to)、(2) 断言、肯定して安心させる (inform or tell positively, reassure, give confidence, encourage)、(3) 保証する (pledge or promise, promise as a thing that may be depended on)、(4) 確実にする、確保する (make sure or certain, ensure, secure, confirm) の意があるが、guarantee, ensure, secure 等に比べて、約束することによりそれを履行する義務を生じる、とのニュアンスは乏しく、むしろ自信をもつて、あるいは真摯な態度で方針を述べることにより、相手に安心感を与えるとの心理的ニュアンスが強いと思われる。かかる心理的ニュアンスからみれば、相手の要求に対して、これに答えることを誓ったとか、約束したとかの義務履行のニュアンスよりも、むしろ「よろしく願います。」に対して、「わかりました。」といったやりとりのふんばりをあらわすものであるといえよう。

参 考

1. Liberal

- (1) 研究社新英和辞典
「とらわれない」、「字義にとらわれない」。
- (2) Random House Dictionary
"not strict or rigorous" "not literal" ex.
a liberal interpretation of a rule
- (3) Webster English Dictionary
"not restricted to the literal meaning, not
strict"

2. Assure

- (1) 研究社新英和辞典
自信をもつていう、請合う、確信させる、
保証して安心させる、保証する、確実にする、
確保する。
- (2) American College Dictionary
 - (a) "declare earnestly to"
(Random House Dictionary: "state with
confidence to")
 - (a) "inform or tell positively", "give con-
fidence", "encourage"
(Random House Dictionary: "encourage"
"reassure")

- (b) "convince, as by promise or declaration"
(Random House Dictionary: "pledge or
promise"

- (c) Shorter Oxford Dictionary: "promise as a
thing that may be depended on")
 - (a) "make sure or certain" "ensure", "secure"
"confirm", "render safe or stable"
 - (Shorter Oxford Dictionary: "make sure the
possession or reversion of")

アメリカ局長

取扱注意

問 1. 今般の秘密電報漏洩事件に対する大臣の所見如何

答(1) わが方の関心事は、外交上の秘密は十分に守られなければならないということであり、判決そのものについて外務省は論評すべき立場にない。

(無論これは所謂「秘密外交」を認める趣旨ではない。)

(2) 外務省としては、本件事件の発生もあり、省員に対し公務員として守るべき規律は守るよう夙に周知徹底に努めて来たところであるが、今後とも省内の綱紀の維持に意を用いて行きたい。

問 2. 今般の判決は「密約」の存在を肯定している。又判決中には請求権問題をめぐる交渉者の態度は違法ではないが、遺憾だと述べている部分もある。外務省はこの点どう考えるか。

答(1) いわゆる復元補償の問題について密約が一切ないことは、すでに昭和46年以来国会等で政府側が明らかにして来たとおりである。

(2) また、裁判長が何を、いかなる意味で遺憾といつたか詳かにしないが、事実の問題として請求権をめぐる交渉に遺憾なところがあつたとは思わない。

問 3 今次判決の結果、外務省は対プレス関係を含め何らか反省するところはあるか。

答 外務省は夙に外交交渉に差支えない限りできるだけ外交政策等を報道関係者等に知らせるよう努力して来ており、今後も引き続き努力して行く。

問 4 今回の判決は「知る権利」についての世論に押されたものだとも思うが、外務省は「知る権利」についてどう考えるか。

答 「知る権利」の内容が如何なるものか必ずしも明らかでないが、これが、たとえば外務省が外交政策等につきできるだけ国民に知らせ、その理解の上に立つて外交を推進すべきであるということであるならば、わが方は夙にその方向で努力しており、今後も一層努力して行く所存である。

(注) 判決は「知る権利」には言及していない。

報道の自由に対応する「知る自由」には一言及があつた。

問 5 外務省は、秘密文書の数をへらす努力をしているか。

答(1) 秘密文書をできるだけ減らす努力を行っており、秘文書が文書総数に占める割合は昭和46年には26%であつたが、47年は20% (48年は22%であるが、これは石油問題等が影響しているとみられる。)

(2) 他方、秘密文書の解除件数についても、昭和45年までは1,500件内外であつたが46年は3,447、47年は3,636、48年は3,675となつている。

問 6 非公開外交文書の公開に関する検討はどうなっているか。

答(1) 外交文書は、昭和20年まで公開されている。

(2) 戦後の外交文書の公開については、諸外国の例も参考にして大体30年公開を目途として意準備中である。(30年公開とすれば、昭和51年8月頃昭和20年、21年分が公開されることになる。)

問 7. すべての外交文書が公開されるのか。

答(1) 原則として公開されることになる。

(2) しかし、諸外国の場合も一部の文書、即ち、

(イ) 国の安全に関するものその他公開により国

利益を害するおそれのあるもの、(ロ) 特定個人

のプライバシーに関するもの等については例外と

しており、わが国の場合もこれらは慎重に取り

扱う必要ありと考える。

問 8. 先に伝来电第 877 号 2 は外務大臣が委員会の席上読み上げているが、同電 3 についても読み上げよ。

答 伝来电第 877 号 3 の内容は次のとおり。

「3. 請求権問題に関連して「ロ」長官は、本大臣の書簡を必要とする旨述べたので、本大臣より、本書簡は公表されざるものと了解してよろしきや、と念を押したところ、「ロ」長官は、行政府としては、できるだけ不公表にしておくよう努力する所存なるも、議会との関係でこれを発表せざるをえない場合も絶無ではないと答えた。

よつて、本大臣より本件書簡の表現振りにつては、すでに東京において一応合意に達した旨連絡を受けているが、これが公表される可能性があるというのであれば表現も、より慎重に考えたいと述べた。

「ロ」長官は、日本政府の立場も理解できるので、米側の法的な要件をみたしつつ、日本側の立

場も配慮した表現を発見することは可能と思う、と述べた。」

(注) 本件資料は、検察側より裁判上の証拠として裁判に提出したい旨申し出たに対し、弁護側は拒否して電信文の押収を裁判長に請求し、これに対し外務大臣より国の利益を害するとの理由により電信文の押収の受諾を拒否した経緯がある。

問 9. すでに来电第 877 号 2 及び 3 の部分が読み上げられた以上、本件電信の秘密指定は少くとも右部分については解除すべきである。

答(1) 来电第 877 号については、その形式及び内容のすべてが公知のものとなつているか否か確認されておらず、従つて秘密にしておくことの意味がなくなつたとはいえない状況にあり、その秘密指定は解除していない。

(2) 当該来电については、2 及び 3 の内容を明らかにした。

しかし、(イ)会談の出席者氏名、(ロ)尖閣諸島に関する部分のうち、米国と台湾との関係に言及している点、(ハ)その他電信用紙の形式、電話番号、配布先等の問題があり、電信文自体の解除は行つていない。

(3) 読み上げた部分は本件電信文の当該部分と全く内容は同一である。

(4) 電信文自体の解除は行わないが、外務省より

捜査当局に提出した来電の内容は提出しうる。

(右資料と来電の相違は、前述(2)(イ)、(ロ)が前者
では削除されているほか、(ハ)の形式の違いがあ
る。それ以外の点ではテニヲハまですべて同一
ではないが、内容は全く同一である。

答 往電二通の解除の理由如何。また来電を解除しない理由如何。

問九 往電二通の解除の理由如何。また来電を解除しない理由如何。

答(1) 往電二通は、国会において横路議員より電文らしきものを提示しての質問において、右が電信文と同一のものなることを確認すべき旨の要請があり、その後院内において同議員よりこれら二通の電信文写の提示があつて、自分アメリカ局長が持つていた電信文原義と照会の上同一のものであることを確認したものである。従つて往電二通はかかる経過を経て、そのテキストの形式及び内容のすべてが公知のものとなつたことを確認したので、これを秘密にしておくことの意味がなくなつたために秘密の指定を解除したものである。

(2) 来電についても、横路議員はその写らしきものを掲げて質問したが、その提示に応じなかつたので、その形式及び内容

のすべてが公知のものとなつてゐるか否か確認されておらず、従つて秘密にしておくことの意味がなくなつたとはいえない。状況にあり、外務省としてその秘密の指定を解除してゐない。外務省より提出した来電の内容(四十七年四月十九日文書課長名で捜査当局に提出したもの)は、一部分を除き来電の内容と同一のものである。(主たる相違点は、(1)会談の出席者氏名及び(2)尖閣諸島に関する部分のうち、米國と國民政府との關係に言及してゐる部分を削除してゐる点であるが、その他は形式まですべて同一かと質問されれば、電信文については電信用紙の形式、電話番号、配布先等があり、また、テニヲハまですべて同一であるとは言えないが、内容は全く同一である。)

問二十四 「来電を示し」というのは、秘密が解除されていないものを検察側が持つているということでありえないことなのではないか。

答 仏米電第八七七号については、同電が漏洩している事実は新聞の写真掲載等で確認されていたので、検察側に対し右を提示した次第であるが、同電自体は極秘の指定を解除されておらず、従つてこれを公判の場で提出することはできない。

1. 320 内訳

2. $320 = 316 + 4$?

3. $320 = 300 + 20$?

(残債 70 = 50 + ?)

1. 400 内訳

2. Trust Fund

問二 三億二千万ドルは米資産引継ぎと説明しているが、衆文のとおり説明の要あり。

答 三億二千万ドルの主たる内容は、資産の引継ぎで一億七千五百万ドル程度、退職金負担で七千五百万ドル程度、核の撤去などを考慮して七千万ドル程度となつている。

基本答
2 秘 (佐野大佐の証言
核内撤去)

問十七 七千万ドルの核撤去費用が一種のつかみ金額というのはまさしく四百万ドルを含むことの証左である。

答(1) 三億二千万ドルについては、資産の引継ぎで一億七千五百万ドル程度、退職金負担で七千五百万ドル程度、核の撤去などを考慮して七千万ドル程度が適当であると判断したものである。しかして右のうち七千万ドルについては、協定第七条の規定において、沖縄の核抜き返還の義務が明確にされたのであるが、そのほかにも米側は復帰までに第三国軍人の訓練にあたる陸軍情報学校などを引き揚げることになること、更には、米国が沖縄の基地に投資した莫大な軍事資産は将来施設・区域を返還する際に無償で置いておくことになること等の事情もあり、米側からは多額の支払要求があつたのであるが、種々折衝の結果、右の核抜き返還の米側義務に対応する

ものを含め七千万ドル程度の支払につき妥結をみたものである。

(2) かくの如くこの七千万ドルの支払いはもともと積算の基礎などということになじまない性質のものであり、また、事柄の性格からしてもその内容を明らかにしえないものであるが、高度の政治的判断、即ち、米側と支払についての合意に達して沖繩の早期復帰を実現するためには七千万ドル程度の支払は妥当であるとの決断により妥結したものである。

(3) しかして、復元補償の問題は、右七千万ドルを含む三億二千万ドルの支払につき妥結した後も未解決であり、その後折衝を重ねた結果、わが方の三億二千万ドルの支払のうち一定額が米国の復元補償の肩代りのために行なわれることには絶対的同意しないとの主張が貫徹された次第であつて、七千万ドルに復元補償費四百万ドルが含まれているという事は全くない。

(注) 三億二千万ドルが復元補償の問題に先立つて少なくとも実質的に解決されていることは、五月二十八日付米あて往電第一〇三四号(1)において「財政条項の320については大蔵大臣も同席の上総理の了承をえた」との記述がある一方、3においては復元補償の問題が依然解決をみていないことから明らかであると思う。

問十九 日本が三億二千万ドル払うので米側も補償費の捻出が可能ではないかと言つたのはどういふことか。

答 交渉の過程で、米側が議会に対し予算要求を行なうことは困難な事情を述べたので、わが方より、米国が返還協定上の義務を履行する限り、わが国が支払う三億二千万ドルをどのような使途に充てるかは、仮にその一部を復元補償の財源とする場合も含めて、わが方の関知するところではなく、たとえば、わが方の支払のうち、資産の移転を考慮した一億七千五百万ドルの如きは、米国がこれをいかようにも使用しうる金であるので、米側において復元補償を行なう用意さえあれば、格別新に財源を捜さなくても済む問題ではないかとの趣旨をもつて反論したことを指すものである。

問二十 「問題は実質でなく形式である」との言明は、実質については既に秘密の合意で解決しているという前提がなければ成り立たないではないか。

答(1) 密約が一切ないことは既にしばしば説明しているところである。

(2) 「問題は実質ではなく、アピアランスである」というスタイター在京米公使(当時)の発言の趣旨は、米側は、日本側の主張どおり、復元補償費を支払うこととするので、その点には実質的に問題はないのであるが、議会に対してはこの件につき予算要求をしないとの言質をとられているので、米側による復元補償支払を議会に対し説明しやすい形にするよう何とか工夫したいというにあつたと解しており、何ら矛盾はない。

(後日、米側は、わが国が支払うこととなる三億二千万ドルのうち四百万ドルは米国の復元補償費の支払のための基金に充当する旨の誓簡をわが方から発出することを提案したが、わが方は、米国が協定上の義務を履行する限り、三億二千万ドルをどう使うか、また復元補償の現実の財源をどこに求めるかは米国の国内問題であり、日本側の関知するところではないとして米側要請を断わつた次第である。

(3) なお、「せつかくの³²⁰かりまくいかず³¹⁶という端数となつては対外説明が難かしくなる」の件は、三億二千万ドルといふ額は既に説明したとおり性格のものであつて(問二問十セに対する回答参照)、四百万ドルと三億一千六百万ドルといふように分けられる性質のものではないことを強調したものである。

問二十一 「財源の心配」云々は密約の存在を明確に証明しているではないか。

答 (問十九に対する答参照)

井川大使証言

より鹿取官房長あて別紙2の照会が行われ、これに対し、法務省とも協議の上、官房長 猪山本裁判長あて公信(別添3)をもつて上記照会別紙記載の3項目(即ち(イ)320 決定の経緯、(ロ)70決定の経緯、(ハ)往電第 559号別電についての逐語的説明)について公表を行うことは承諾しえない旨回答済みであった。

以上の前提に立つて弁護士より、証人は

320=316+4? 「316がまずきまつて、それに4が上乗せされ320になつたという経緯はない」

旨檢察側尋問の際には述べている。しから

320=300+20? は、300というものが決まつて、それに20が上乗せになつたというような経緯があるかと追及した。これに対し井川大使より「そのような事実はない」旨回答した後、26日付東京地裁あて外務省回答において、

かかる交渉の具体的内容について証言を行なうことはできない旨明確にされていたことを失念していた、従つて右発言はとり消すこととしたいが、裁判長において右発言の次第については然るべくお取りはかられたい旨裁判長に要請。これに対し裁判長は笑いながらうなずいていた。

(ロ) 弁護士側は、316プラス4で320となつたことはないということは交渉の具体的経過であるにもかかわらず証言できる理由は何かと問うたのに対し、井川大使より、この点はすでに国会で応答がなされているので、秘密ではないと考えた次第なる旨応答。これに対し弁護士側より、300に20が上乗せになつて320になつたということについても、昭和47年4月3日の衆議院予算委員会における福田外務大臣(当時)

発言があるではないか、検察側尋問に対しては具体的交渉の中身に立ち入って3/6プラス4という経緯はなかつたことを証言しつつ、弁護側から300プラス20という経緯はないかという質問に対しては交渉の具体的経過であり、秘密であるといつて証言を拒否するのはふに落ちないとの追及があり、これに対して井川大使は、当該予算委員会議事録からも明らかなおろ、福田大臣は、自分が大蔵大臣であつた時点においてはそのような考えをもつていたことを述べておられるにすぎず、また同じ議事録の別の箇所ではつきりと「300について合意されたことはない」との趣旨を述べておられる等指摘し応酬、結局具体的経過を明らかにすることを求める弁護側質問に対しては明確に証言を拒否した。

70 = 50 + 20? (4) 次に弁護側より、70についても50があるのではないか、この点については昭和46年12月29日衆議院憲特委員会においての議事録に福田当時外務大臣がそのような趣旨の証言を行なつてゐるが、どうかとの追及があり、これに対し井川大使より、高度の政治的判断による70というものに内訳がないことはすでに述べたとおりであるが、それ以上のことは交渉の具体的経過に属するものであるとして証言を拒否した。

(4) 漏洩電報の具体的文言及び内容に即しての質疑応答。

(1) 米あて往電第1034号については検察側及び弁護側尋問を通じて井川大使は、往電案に書かれている文言の一事について

井川正三

日本側の態度を知っている交渉当事者の感じと、それ以外の一般の米国人の感じ方は必ずしも同じではないだろう。議会筋は満足しなくても当事者にとつては有難いこともある。

○(愛知大臣が、せつかくの320が316という端数になつては困る、といつている意味は何か。)

320というのは民生資産引継分175、軍労務者退職金関係75、核抜き等で70ということである。しかし175と75の方は積算の根拠のある数字であるが、70については、事柄の性質上、米側においても核弾頭何発で撤去費がいくらという風に明らかにしえない性質のものであり、もともと積算の

基礎というようにことに馴染まない数字である。従つて、米側が、対議会説明の必要上、320を二つに分けて316+4とし、4の部分は復元補償費の財源とする旨を明らかにすれば、あたかも320が175+75+4+66であるかの如く考えられ、しからば「66というのは、端数でもあるし、いかにも積算の基礎がありそうに見えるが、一体何だろう」ということになり説明がしにくくなる。米側が何か320を316と4の二つの部分に分けて書くというようなことを言い出しそうな感じだつたので、それを察知した大臣が早手回しに、一つ釘を刺したわけである。

○(1971年6月3日付、及び6月13日付ワシントン・ポスト、1969年6月3日

後に井川正三と9月15日付の文書は...

るいは大臣が既に明らかにしているから秘密
 でないというような取り上げ方をしているが、
 外交交渉は全体が一つのパッケージとなり、
 個々の問題はそれぞれに関連を有しているの
 で、部分的に秘密である秘密でないと論ずる
 ことにはあまり意味がない。少なくとも交渉
 が妥結するまでは相手の了解がない限り交渉
 経過を明らかにすることはできない。

○(財政条項について、証言によれば米側は5
 億ドルないし6億ドルに及ぶ莫大な軍事資産
 を沖縄に残していくこともあり、当初はたい
 へん高いことをいつていたのが、日本側が種々
 折衝した結果3億2千万ドルで妥結したとの
 ことであつた。しかし、本当は3億ドルとい
 うことで話合いがついていたのではないか。

320 = 300720,

⁷核抜き
70 = 50 + 20, 公に出来ない理由があつて、核抜き関係の50
 が70にふくれたのが真相ではないのか)

本件については主として大蔵省と米国財務
 省の間で交渉が行なわれていたものであり、
 自分はこまかい数字の経緯については知らな

い。

基本方針
(在野大使館電用機内報告)

8 秘

問七 四百万ドルについての説明は、四百万ドルについての合意があることを示すものではないか。アメリカ側の不満とは何か。

答(1) 軍用地復元補償問題に關するわが方の立場は一貫して、(1) 本件はあくまでも米側の責任において支払われるべきものであり、わが方がこれを肩代りすることは絶対に同意しえざること、及び(2) 事柄の性質上、米国による復元補償支払いの限度額について日本側は合意しえないということであり、結局この主張が貫徹されて、米国はいわゆる講和前補償と均衡を失しないように復元補償を支払うことに合意したのであつて密約は全くない。

(3) そもそも米国による本件支払が現実にとの程度の額となるかは、米国が個々の請求額を査定したうえでなければ判明しない性質のものであり、これを予め四百万ドルに抑えるとい

9 秘

つた密約は一切存在しない。

(2) 米側は、(1) 復元補償は米側が支払わなくてはならない事情と(2) 他方米國議會に対し「見舞金」については予算要求しないという言質をとられている事情、をいかに調和させるか、苦慮していた時期であるとも思われ、そのような時期に日米間話合の内容が洩れたことは、對議會對策の観点からも極めて好ましくないとして強い不満を表明していたものである。

写

外務省

文第215号

昭和47年4月19日

警視庁刑事部捜査第二課長 殿

外務大臣官房文書課長

沖縄返還交渉関係電信漏洩事件の関係
電信内容の参考資料としての提出につ
いて

昭和46年6月9日在仏大使発外務大臣あて
電信第877号の内容を別紙のとおり提出いた
します。

付属添付

愛知大臣より

本大臣とロジャーズ長官との会談は、9日午前
9時半より約2時間にわたり、当地、米大使館で
行なわれたが、会談中沖縄返還協定関係について
の要旨以下のとおり。

1. 冒頭、ロジャーズ長官より、若干の点につ
いてお話ししたいとして、まず、尖閣諸島問題につ
き、国府は、本件に関する一般国民の反応に対
し、非常に憂慮しているが、本件について日本
政府がその法的立場を害することなく、なんら
かの方法で、われわれを助けていただければあ
りがたいと述べ、たとえば、本件につきなるべく
すみやかに話し合いを行なうというような意志
表示を国府に対して行なつていただけないかと
述べた。

これに対し本大臣より、基本的には米側に迷
惑をかけずに処理する自信がある。国府に必要
とあらば話をすることは差支えないが、その時
期は返還協定調印前ということではなく、69

年の佐藤・ニクソン共同声明の例にない、事後的に説明をするということとなろうと答えた。

2. 次に、「ロ」長官より、65の使途につき日本政府のリベラルな解釈を期待するとの発言があり、これに対し本大臣より、できる限りのリベラルな解釈をアシュアする旨述べた。

3. 請求権問題に関連して、「ロ」長官は、本大臣の書簡を必要とする旨述べたので、本大臣より、本書簡は公表されざるものと了解してよろしきや、と念を押したところ、「ロ」長官は、行政府としては、できるだけ不公表にしておくより努力する所存なるも、議会との関係で、これを発表せざるをえない場合も絶無ではないと答えた。よつて本大臣より、本件書簡の表現振りについては、すでに東京において一応合意に達した旨連絡を受けているが、これが公表される可能性があるというのであれば、表現も、より慎重に考えたいと述べた。「ロ」長官は、日本政府の立場も理解できるので、米側の法的な要件をみたしつつ、日本側の立場も配慮した表

現を発見することは可能と思うと述べた。

4. 本大臣より、本日長官の返事をいただく必要はないが、返還協定の発効日を4月1日とすることを沖縄県民が一致して強く要求しており、日本政府としても、その事実に関心を有するものであることをお伝えしたいと述べた。

これに対し「ロ」長官は、それは全く不可能ではないにしても、きわめて困難であり、過早に協定発効日を論ずることは議会の反ばつをまねくということも考慮しなくてはならない。しかしながら、沖縄県民及び日本政府の意のあるところを考慮したいと答えた。

5. 次いで本大臣より、調印日につき、わが方の国内事情を考慮し、/昨日もお話ししたとおり、せひとも/7日に決めていただきたいと述べたところ、「ロ」長官は、本件については議会との関係上われわれとしては慎重にならざるをえず、かかる観点からすれば、/7日は決して最適の日とは思わない。しかし、日本側の事情を考慮し、/7日調印にふみ切ることにした。

本日右を発表すること及び署名時間は、ワシントン時間午前8時、東京時間午後9時とすることに異議はないと答えた。よつて、本大臣より、本件は、今回の会談において自分が最も重要視していた問題であり、17日調印にふみ切られたことについては感謝する旨述べた。

昭和46年6月9日付
在仏大使発 外務大臣あて電信第877号

2 次に、「ロ」長官より、65の使途につき
日本政府のリベラルな解釈を期待するとの発
言があり、これに対し、本大臣よりできる限
りのリベラルな解釈をアシュアする旨述べた。

昭和46年6月9日第559号
総第09069号発電写

中山大使あて 福田外務大臣臨時代理発

沖縄返還交渉（請求権）

（限定配布）

吉野局長へ井川より、

1 9日井川、スナイダー会談において、米側よ
り提示のあつた請求権に関する提案次のとおり。

(1) 冒頭米側より、鋭意検討の結果1896年
2月制定された「Disposition of trust funds
received from foreign governments for citizens
of U.S.」に基づき請求権に関する日本側
の提案を受諾することが可能となつたと述べ
た上次のとおり提案越した。

(1) 日本側第4条第3項案に次のとおり追加
する。

「Provided, however, that the total
contribution to be made under provisions
of this paragraph shall not exceed U.S.
dollars 4 million.」

(4) 前記 Trust Fund 設立のために、愛知大臣よりマイヤー大使あてに「日本政府は米政府による見舞金支払のための信託基金設立のため4百万米ドルを米側に支払うものである」旨の不公表書簡の発出を必要とする。

本件書簡は米政府部内で General Accountants に対する説明上必要とされる場合に提示するにとどめられ、その場合も極秘資料として取扱うものであり、日本側に迷惑となるようなことはないことを assure したく、本件書簡がないと請求権に関する日本側の提案は受諾し得なくなる。

(5) Y 条に関する米側説明振りに関し、執ように険いさがられる際には、to pay for necessary expenses に「including the establishment of Trust Fund for the ex-gratia payments to be made under Article 4」の趣旨を追記して説明せざるを得ないことを了承願いたい。

(2) 右に対しわが方より、前記(4)の趣旨については了承するも、(4)は米側内部の問題であり、(かかる規定がなくとも米側はその支出を4百万に押えることができる筈)、協定に書く必要なく、かつ、不適當である、(4)についてはいかに confidential な書類であろうと資金源について書くことは全く受け入れ難い旨強く反駁した。

(3) 種々議論の後わが方より、(4)の但書削除及び前記(4)の書簡案として別電の案文を提示したところ、「ス」はこの2案とも本国政府の訓令を越えるものであるとしつつも日本側の提案を本国政府へとりつぐ旨述べた。わが方より日本側としても政府部内で検討してみないといえぬので、至急愛知大臣と協議することとしたい旨述べ会談を了した。

2. 上記の次第につき別電日本側案につき大臣の御決裁を得たく、また、貴地においても米側より提起ある場合は前記わが方立場を米側へ強く説明の上説得ねがいたい。

別電とともに米へ転電した。

昭和46年5月28日第1034号
総番号28/8/号発電写

牛場大使あて

外務大臣発

沖縄返還問題（本大臣、マイヤー大使会談）

（限定配布）

28日行なわれた沖縄返還問題に関する本大臣、
マイヤー大使会談の概要次のとおり。

1. V O A、P-3、F E B O

(1) 本大臣より、今朝総理に対し郵政大臣同席

の上交渉進行振りにつき報告するとともに、

下記の点につき了承をえたとして、(イ) V O A

については、総理及び郵政大臣ともようやく

米局長より本日朝「ス」公使に示した線を納

得した。(ロ)しかし、総理はこのためには本件

とワン・パッケージをなしているP-3の那

覇空港よりの移転が是非必要である旨強調し

(ハ)郵政大臣はF E B Oにつき米側の譲歩を返

めて強く求めた。本日朝藤木電波監理局長よ

り「ス」公使に示した案を米側が受け容れ

ば解決すると思う。

(2) 大使より、(イ) V O A 条文は現在までの妥協
案に細部の文言の変更を加えれば受諾可能と
思う旨、(ロ) P-3 は未だ訓令がないが貴大臣
の V O A との均衡論はテーク・ノートする、
(ハ) F E B O はニクソン大統領の一族に係るこ
とでもあり郵政大臣が同意されないことは誠
に残念であると述べた。

2. 共同声明第8項及び財政条項

(1) 本大臣より、総理は共同声明第8項を協定

に引用することは最も大事なことである。共

同声明にあるものが協定に引用されないとい

うことになる困ると強調したが、本大臣と

しても全く同意見である。なお、財政条項の

320については大蔵大臣も同席の上総理の

了承をえたが、ただし、3公社労務関係費、

第8項のそれぞれにいかに関与するかは日米

間で良く打合せ、対議会説明の陰違がなく必

要以外の発言はせざるよう米側と完全に一致

する必要がある旨全員一致で確認された。

(2) 大使より、米側としても国会における第8

項関係のやりとりは良く承知しており、何とか善処したいと考えている。また、財政交渉は順調に進んでいると思う旨述べた。

3. 請求権

本大臣より日本案を受諾されたしと述べたところ、大使より米側としては日本側の立場は良く分かり、かつ、財源の心配までしてもらったことは多としているが、議会に対し「見舞金」については予算要求をしないとの言質をとられているので非常な困難に直面していると述べ、「ス」公使より第4条3項日本案の文言では必ず議会に対し財源に関する公開の説明を要求され、かえって日本側が困るのではないか、問題は実質ではなく APPEARANCE であると補足した。本大臣より重ねて何とか政治的に解決する方法を探求されたく、なおせつかくの320がうまくいかず316という端数となつては対外説明が難しくなる旨付言しおいた。

4. 防衛に関する取決め

(1) 大使より、日米両防衛当局の間の交渉はほ

とんどまとまつたが、その取決めについて両政府間の確認 (AFFIRMATION) を必要とする旨述べたので、本大臣より協定署名後安保協議委員会を開き右取決めを上程して双方の防衛関係最高首脳間で台意する方法は如何と尋ねた。大使より本国の訓令は正式の台意を取りつけるべしというものであるが、大臣の御提案は検討するに値すると思う、ただし、署名の時期と協議委開催との間のギャップをいかにして埋めるかが問題であると述べた。

(2) 本大臣より、本28日9時より防衛庁長官、官房長官及び本大臣の三者で上記取決め案の実質について同意するとともに上述の協議委開催案について申し合せをした旨披ろうし、当方提案の受諾を求めたところ、大使及び「ス」公使より議会に対し防衛問題がきちんと処理されていることを説明し得ないのでは困ると強調し、署名の日「近く協議委において取決めを再確認する意向なり」との中間的な文章で解決できないかと示唆した。(本件もなお事務当局間で詰めることとした。)

5. 外資系企業

「ス」公使より、昨日沖縄において米企業側に対し本大臣書簡案を説明したところ相当の不満・不安はあるが大筋においては納得したと認められた旨説明、ただし、(イ)保険会社、(ロ)IND AIRCO 及び(ハ)フェアチャイルドその他数社の原料輸入割当(「フ」社は通産省との間で在沖縄台弁企業設立方合意したが、生産開始にはなお相当期間を要し、その時になつての輸入割当確保が心配)の問題が残っているので事務レベルで引き続き検討したいと述べた。(同公使は在京米商工会議所は在沖米企業説得に非常に尽力していると付言。)

6. プレス対策

(1) 大使より、最近施設・区域の表や企業に関する書簡案等が紙上に漏れ本国政府も迷惑しているが関係者によろしく御注意願いたいと述べたので、本大臣より、実は自分も困っており常々よく注意しているが日本のプレスは容易に防ぎきれない、しかし最善の努力を尽すと述べた。

(2) 本日の会談については協議の後、「会談によつて未だ若干の懸案(P-3、VOA、請求権等)が残っていることが認められたが、鋭意あゆみ寄りの努力を続けることとした。他方OECDの閣僚会議に出席するロジャーズ國務長官とパリで会うこととなつたのでその際仕上げを行なうこととした。よつて署名日は6月15日以降に延びることとなろう。」と説明することとした。

沖縄に転報した。

取扱注意

沖縄返還協定交渉電報漏洩問題

疑問解答追補

昭和四七年四月十一日
衆議院
局

問 政府は、沖縄返還協定には一切密約はなく、秘密外交はやらな
いというが、今般公にされた外務省の電報によれば、少なくとも
交渉の最終段階において不公表書簡の発出が日本側でも考慮され
たことは事実であり、むしろ米側が公表の可能性があると
いうのでわが方が難色を示したというのが真相ではないのか。もし米側
が不公表を保証すれば、政府は書簡を発出したのではないか。ま
た、書簡の内容が密約でないのであれば、何故そのように不公表
にすることに固執したのか。

(注) 六月九日の井川・スナイダー会談においては、不公表
の前提で書簡案が検討されている事実が電報に言及され
ており、また、愛知・ロジャーズ会談の電報には、愛知
大臣より「本書簡は公表されざるものと了解してよろし

きや」と念を押し、「公表される可能性がある」というのであれば、表現も、より慎重に考えたいと述べた」旨配されている。

答 御指摘の書簡案は、結局発出されることなく終わり、交渉の最終結果とは無関係なものであるので、米側の立場もあり、その詳細を明らかにすることは差し控えたいが、いずれにせよ、本件書簡案は、復元補償支払に関する米側政府内部の処理についてのものであつて、日米間の約束といつた性格のものではなく、したがつて、「密約」と呼ばれるようなものではない。
なお、わが方が書簡の内容を不公表とすることにとくに固執し

たという事実はなく、わが方としては、むしろ、米側内部の処理のための文書が後日なんらかの事情により公にされる場合には、その経緯につき種種不必要な疑惑を招くことを懸念し、もしかかる可能性があるとすれば、書簡の発出自体を行なうべきではないと判断したものである。

（在沖米系企業の取扱いに関する愛知書簡は公表されている。本件書簡も日本側に何もやましいところがないのであれば、最初から公表を前提として堂々と米側と交渉すべきではないかとの趣旨で追及ありたる場合には）

本件書簡は、米側より、米國政府内部のための文書として提案越したものであるので、一応そのようなものとして附合が行なわれていたものである。

取扱注意

沖縄返還協定第4条3項復元補償問題
(電報漏洩事件判決との関連において)

昭49.2.1
アメリカ局北米一課

1. 事実関係

- (1) 軍用地に関するいわゆる復元補償漏れの問題については、沖縄返還交渉において日本側より解決方を米国に対して強く働きかけた結果、米側が自発的支払いを行なうという形で解決することを約すに至った。
- (2) 野党側は昭和47年春の電報漏洩事件との関連で、漏洩電報中の交渉経緯から見て、本件復元補償の総額を4百万ドルに抑え、これを日本側が返還協定第7条に基づき財政支出320百万ドルの枠内で肩代りするとの密約が存在するのではないかと追及して来た。7月31日の本事件判決を契機として野党の追及が再燃する恐れがある。

2. 対処法

- (1) 政府は、上記野党の追及に対して一貫して、第4条3項に基づき米側の自発的支払いは、個々の事案について、いわゆる講和前補償の際に比し均衡を失しないように行なわれるものであり、総額いくらとなるかは予め確定し得ない。またこれを4百万ドルに抑える、なし日本側が負担するといった密約の如きものは一切存在しないとの立場を明らかにして来た。
- (2) 本件自発的支払いについては、47年後半以来、米側処理機関にて提起された申請を審査中であるが、個々の事案に関する事実関係の調査等に時間を要しており、未だ実際に支払いが行なわれるに至っていない。
- (3) 本件が再び野党により提起された場合には、引き続き上記(1)のラインにより答弁していく必要がある。

沖縄返還に伴う密約問題

アメリカ局

主要論点

- 1. 沖縄返還に際し協定上の支払の他施設改良工事費(6,500万ドル)、労務費(1,000万ドル)等の支払の密約があるというが、如何:

6,500万ドルは復帰時及び復帰後の施設区域の整理・統合に必要な代替施設に対する米側の見積額であつて、日米間の約束ではない。労務管理費は地位協定に基づき米側が負担することとなつてゐるが、日本側が肩代りして支払うことは金くない。

- 2. 米側が6,500万ドルの便途につき、日本側として地位協定のリベラルな解釈を求め、日本側がこれを保証する旨の密約したといわれるが、如何:

施設区域整理のための工事費については、あくまで地位協定の規定に従つて措置されるものである。

- 3. リベラルな解釈とは、硬直的なものではない、すなわち、地位協定に合致する限り、基地の整理・統合に伴つて必要となる代替施設の建設費負担を前向きに検討するといった程度の意味である。

- 3. 岩国の施設改築は実質的な地位協定の変更ではないか。これも沖縄交渉時の密約ではないか。

地位協定24条2項に規定されてゐるとおり、岩国は旧軍施設が年数経過とともに提供目的を失つた状態になつたが、その改築、改造を行ない、これを改めて提供するものであり、これは日本側の負担とされてゐる。

「代替の範囲」に関する政府統一見解

アメリカ局 安全保障課

1. 政府統一見解

・48年3月13日衆議院予算委員会における大平大臣答弁。

「地位協定第24条につきましては、先般来賓説明申し上げたところではありますが、この際、政府としては、その運用につき原則として代替の範囲を超える新築を含むことのないよう措置する所存であります。なお、岩国、三沢の施設整備につきましては、右の基と踏まえて、日米合同委員会に臨み、その決定を経て実施いたします。」

2. 論点

(1) 大平答弁(政府統一見解)の内容:

- ① 地位協定24条の解釈については衆議院予算委員会でも答弁してきたことをふまえたもので、政府の解釈を変更したということはない。
- ② 施設区域の提供は地位協定上日本側の負担とされているが、その運用に際し、施設区域の整理・統合に伴って必要とされる代替施設の建設(所謂リケーション)のような場合や老朽施設の改築のような場合、原則として既存のものの範囲を超える規模の新規建築はしないようにする。
- ③ 岩国、三沢の施設整備に要する経費については、前記の運用の方針をふまえて合同委員会を通ずる日米間の細目調整を行ない、その決定をまわって事業を実施する。

(2) 「代替の範囲を超える新築は含まない」の意味:

地位協定上は既存の施設区域における建設工事であっても、日本側として安保条約の目的に照らし必要があると判断する場合は、日本側の負担で行なうべきものと考えているが、わが国における施設区域の存在が全体として整理・統合され、縮小されていく趨勢にあることをふまえ、個々の事業についても、全体としての傾向に沿って措置されることを建前といったの考えから、個別に考慮されるべき事情がある場合を除き、原則として既存のものの範囲を超える新築はしないようにしていく方針を示したものである。

(3) 「代替の範囲」:

主として規模を基準とするが、その他の莫もケース・バイ・ケースで配慮に入れる。

3. 予算措置

(1) 48年度予算 — 総額 10億円

- 三沢関係 — 老朽化した既存の隊舎10棟 5,129 m²をとりわし、(3.45億円) 同面積で1棟の隊舎を建設する。
- 岩国関係 — 老朽化した既存の隊舎にかえて隊舎2棟約7,800 m²を建設する(取壊し隊舎については最終的対米調整を了している。)

(2) 49年度予算 — 総額 7億1900万円

- 三沢関係 — P-3の岩国飛行場からの移駐に伴う既存の格納庫(3.01億円)の所要の改修。
- 岩国関係 — 老朽化した食堂の改築及び電力施設、水道施設の改修(4.18億円) (48年度で措置された隊舎の改修に伴う電力施設・水道施設の新設工事を含む。)